

浜田市告示第 26 号

浜田市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 25 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱の一部を改正する告示

浜田市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱(令和7年浜田市告示第56号)の一部を次のように改正する。

第1条中「中等度難聴(両耳の聴力レベルがそれぞれ40デシベル以上70デシベル未満であることをいう。以下同じ。)の」を「聴力低下により日常生活に支障がある」に改める。

第2条第2号中「を受けていない」を「の対象とならない」に改め、同条第3号中「中等度難聴」を「両耳の聴力レベルがそれぞれ40デシベル以上」に改め、同条第4号を削る。

様式第1号中「及び市町村民税の課税状況」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の浜田市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る助成金について適用し、同日前の申請に係る助成金については、なお従前の例による。